

介護保険料 減免申請の必要書類等について

(2) 豊田市独自減免

号・項	減免事由及び条件	減免割合	必要なもの
5-1	〔収監減免〕 刑事施設などに収監されたため介護サービスを受けることができないとき。	収監期間のみ 100%	<input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> 拘禁証明書 ※収監先で発行された書類が必要 ※収監されている期間が対象となりますが、原則前年度までしか遡りません。
5-2	〔低所得障がい世帯減免〕 障がい者認定を受けている被保険者がいる世帯で、かつ生活が困窮しているとき。 前年中の世帯合計所得金額が125万円未満であり、次の条件に該当するとき。 ①申請日時点の世帯全員の預貯金合計が、 1人世帯の場合、90万円未満。 2人以上の世帯の場合、135万円未満であること。 ②活用できる固定資産を保有していないこと。 (居住する家屋は除く)	20%	(1) 申請書 <input type="checkbox"/> 減免申請書 (2) 障がい者とわかるもの <input type="checkbox"/> 以下のうちいずれか1点 ・障がい者手帳(世帯内の40歳以上) ・障がい手帳に準ずるもの(療育手帳、戦傷病者手帳等) (3) 預貯金のわかるもの <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(世帯全員分の全て) ※下記の注意事項を参照ください。
5-3 5-4	〔生活困窮減免〕 生活保護に近い低収入の世帯で、生活が困窮しているとき。 世帯合計収入額(直近6か月の平均月額)が生活保護法に基づく保護基準額の1.2倍未満であり、次の条件に該当するとき。 ①申請日時点での世帯全員の預貯金合計が保護基準額の1.2倍未満であること。 ②活用できる固定資産を保有していないこと。 (居住する家屋は除く)	基準額未満 →60% 基準額の 1.2倍未満 →25%	(1) 申請書 <input type="checkbox"/> 減免申請書 (2) 収入や預貯金のわかるもの ※申請月前の6か月分(月～月) <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 年金振込通知書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(世帯全員分の全て) ※下記の注意事項を参照ください。 (3) 支出(家賃・医療・介護に限る)のわかるもの <input type="checkbox"/> 家賃領収書 <input type="checkbox"/> 医療費、介護費の領収書(世帯全員) ※申請月前の6か月分(月～月)・任意 (4) 必要に応じて必要なもの <input type="checkbox"/> その他()
5-5	〔債務返済減免〕 債務返済のため自己の居住用資産を譲渡したもので、次の条件に該当し、保険料の納付が困難と認められるとき。 ①申請日時点の世帯全員の預貯金合計が、 1人世帯の場合、90万円未満。 2人以上の世帯の場合、135万円未満であること。 ②活用できる固定資産を保有していないこと。 (居住する家屋は除く)	50%	(1) 申請書 <input type="checkbox"/> 減免申請書 (2) 債務返済や資産を売却したことがわかるもの <input type="checkbox"/> 債務返済したことが分かる書類 <input type="checkbox"/> 居住用資産を売却したことが分かる書類 (3) <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(世帯全員分の全て) ※申請月前の6か月分(月～月) ※下記の注意事項を参照ください。 (4) 必要に応じて必要なもの <input type="checkbox"/> その他()

【注意事項(収監減免を除く)】

○預貯金通帳と金融機関調査について

※ 預貯金通帳の提出は、世帯全員分の口座開設してあるすべての通帳が対象となります。

※ 通帳は申請直前に記帳をした上でご持参ください。また、申請月前の6か月分の記載を確認する必要があるため、通帳を更新された方は従前の通帳もご持参ください。

※ 原則、金融機関調査を行います。申請日時点での残高を確認するために調査します。調査で知り得た情報は本業務のみに使用し、他に情報提供することはありません。

○減免申請における世帯と扶養について

※ ここでいう世帯とは、実際に同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団です。住民票上別世帯であっても税法上の扶養となっている場合などは、扶養者の所得等も含めて審査します。